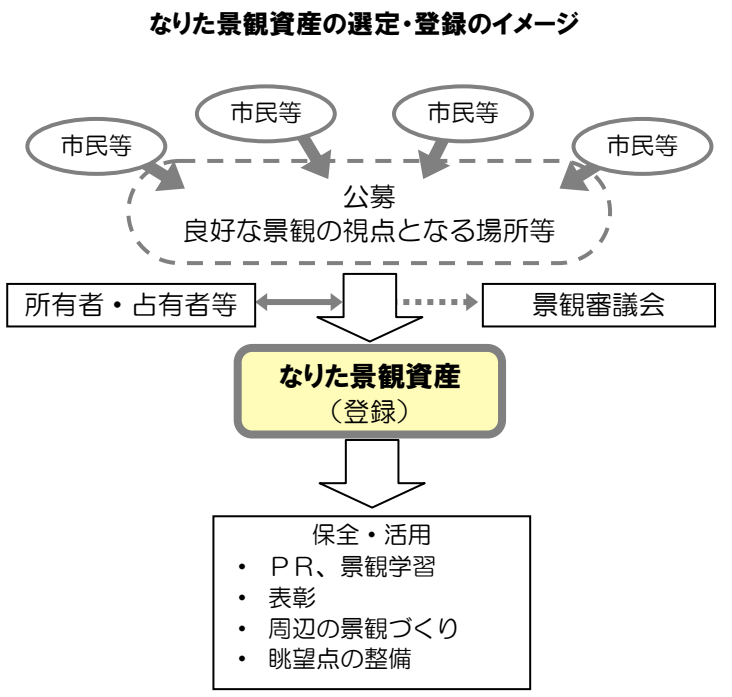


# 5 市民の主体的な景観づくりを応援する様々な仕組み

**1. なりた景観資産**  
 未来へ継承すべき地域固有の景観を市民参加によって掘り起こし、「なりた景観資産」として登録し、保全・活用を図っていくものとします。  
 さらに、景観形成に寄与する活動や取り組みなどを表彰する制度の創設を検討するなど、地域住民等による景観づくりの取り組みを支援します。



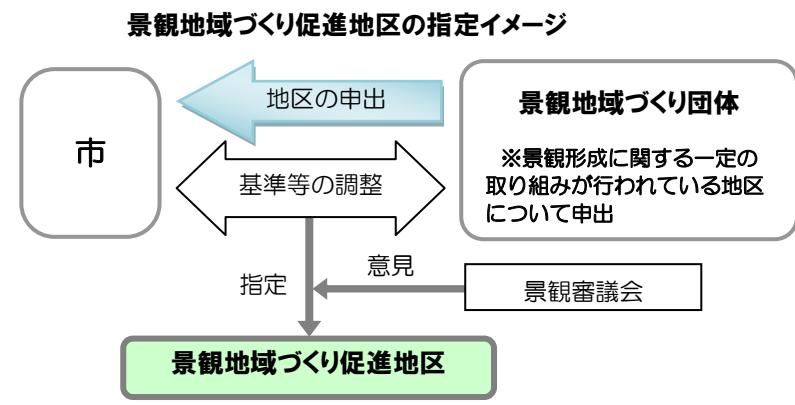
**2. 景観地域づくり団体**  
 地域の良好な景観づくりを目指し積極的に取り組もうとする市民や事業者を、景観地域づくり団体として認定します。

**3. 景観地域づくり協定**  
 景観地域づくり団体の活動を促進するために、景観地域づくり団体と、団体が活動する地域の人たちとの間で結ぶ景観に関する協定を、景観地域づくり協定として認定します。

**4. 景観地域づくり促進地区**  
 地域への誇りと愛着を育むため、地域住民等が自ら積極的に景観形成を推進する地区を「景観地域づくり促進地区」として指定し、支援します。  
 地区の指定には、地域住民等が景観地域づくり団体として認定を受け、活動する地区について指定を申し出ることが必要です。  
 市は、景観地域づくり団体により作成された景観形成基準等の調整を行い、景観審議会の意見を聴いて指定します。

景観地域づくり促進地区の指定方針

- 地域住民等の発意により、景観形成に先導的な役割を果たすことが期待される地区



景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

- 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない建造物または樹木
- 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な意匠・樹姿が見られる建造物または樹木
- 地域の人々に親しまれている建造物または樹木

**5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定**  
 景観形成を図る上で重要な建造物や樹木は、その保全と活用を図るために、景観法に基づき、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定することができます。  
 本市では、次のいずれにも該当するものについて指定するものとします。



【概要版】

# 成田市景観計画

未来へつなぐ 自然と歴史と世界が交流する 成田の景観づくり

平成26年3月 成田市

成田市には、自然豊かな里地と都市的な市街地が存在し、成田山新勝寺や成田国際空港などの多様な景観資源があります。これらの資源を大切に、市民が誇れる美しい成田を未来へ継承するため、成田の良好な景観を保全・育成・創出する基本計画として、成田市景観計画を策定しました。

## 1 景観計画の位置づけ

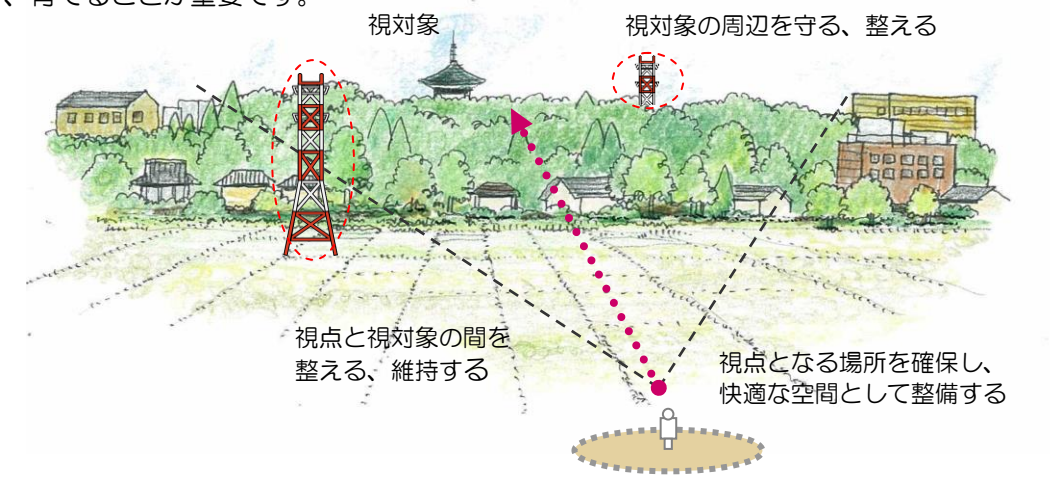
成田市景観計画は、景観法に基づき景観行政団体である成田市が策定する計画です。  
 また、成田市景観計画は、上位計画と整合を図るとともに、成田市景観条例に委任し、一体的な運用を行います。

## 2 景観計画の区域

成田市の良好な景観を保全・育成・創出していくため、景観法に基づく景観計画の区域（景観計画区域）は、成田市全域とします。

## 3 景観形成の考え方

良好な景観は、視対象（見たいものや見せたいもの）が、見やすいことです。また、良好な視点となる場所を見つけ、確保し、守り、育てることが重要です。



- 景観形成の基本的な方向**
- 良好な景観が得られる視点の確保と掘り起こしに努める。
  - 良好な景観が確保できる場合は、視点の場を快適な空間として整備するよう努める。
  - 視点と視対象の間の空間について、景観を阻害しないように配慮する。
  - 良好な景観について、市民などへの周知やPRに努め、景観づくりを推進していく。

# 4 景観形成の基本目標と基本方針

成田市景観計画では、基本目標と基本方針を定め、良好な景観の形成を誘導します。

## 景観形成の基本目標

### 未来へつなぐ 自然と歴史と世界が交流する 成田の景観づくり

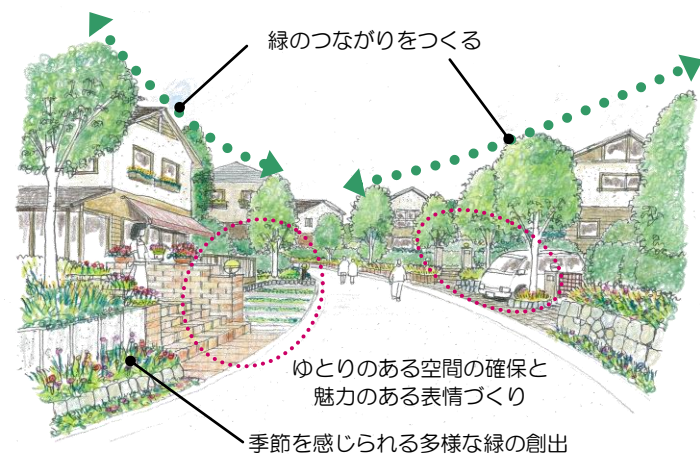
自然や歴史、新しい街、空港などの多様な資源によって形成される本市の景観は、他の都市にはみられない特徴であり、市民共有のかけがえのない財産です。

これらの資源を活かしながら、成田の魅力ある景観づくりを、市民、事業者、行政の共通認識を育みながら進め、次世代に美しい成田を継承していきます。

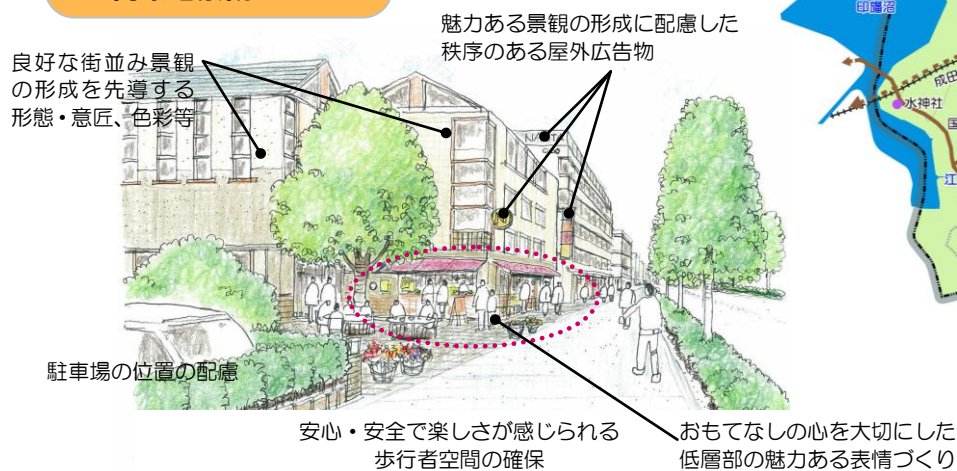
## 1. 地域ごとの景観形成方針のイメージ

地域ごとの景観特性により、景観ゾーンや景観拠点、景観軸を定め、それぞれの景観形成方針を定めます。

### 住宅市街地景観ゾーン



### 商業地景観ゾーン



## 2. 景観の誘導と届出対象行為

市民共有のかけがえのない財産である良好な景観の保全・育成・創出を図っていくためには、景観形成の基本目標や基本方針に基づき、建築物の建築などの景観形成に関わるすべての行為について、景観に配慮することが求められます。

このため、建築物の建築など、景観に影響を与えるすべての行為について、成田市景観計画に定める基準に基づいた設計・施工を行うとともに、次の行為については、行為に着手する30日前までに届出が必要となります。

### 届出対象行為

次の行為は、あらかじめ届出が必要となります。

- 建築物の建築等 高さ13mを超えるもの、又は、延べ面積1,000㎡以上もの
- 工作物の建設等 高さ15mを超えるもの  
(擁壁、塀等は、高さ2mかつ延長30mを超えるもの)
- 開発行為 区域面積1,000㎡以上もの
- 屋外の土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 区域面積1,000㎡以上もの
- 木竹の植栽又は伐採 区域面積1,000㎡(市街化区域は500㎡)以上もの

## 基本方針

### 1. 里地や水辺が織りなす豊かな景観づくり

- ① やすらぎのある里地の景観を保全・育成する
- ② うるおいのある水辺の景観を保全・育成する

### 2. 成田の歴史文化を継承する景観づくり

- ① 門前町の歴史が感じられる街並み景観を保全・活用する
- ② 地域の歴史文化を活かした景観を保全・活用する

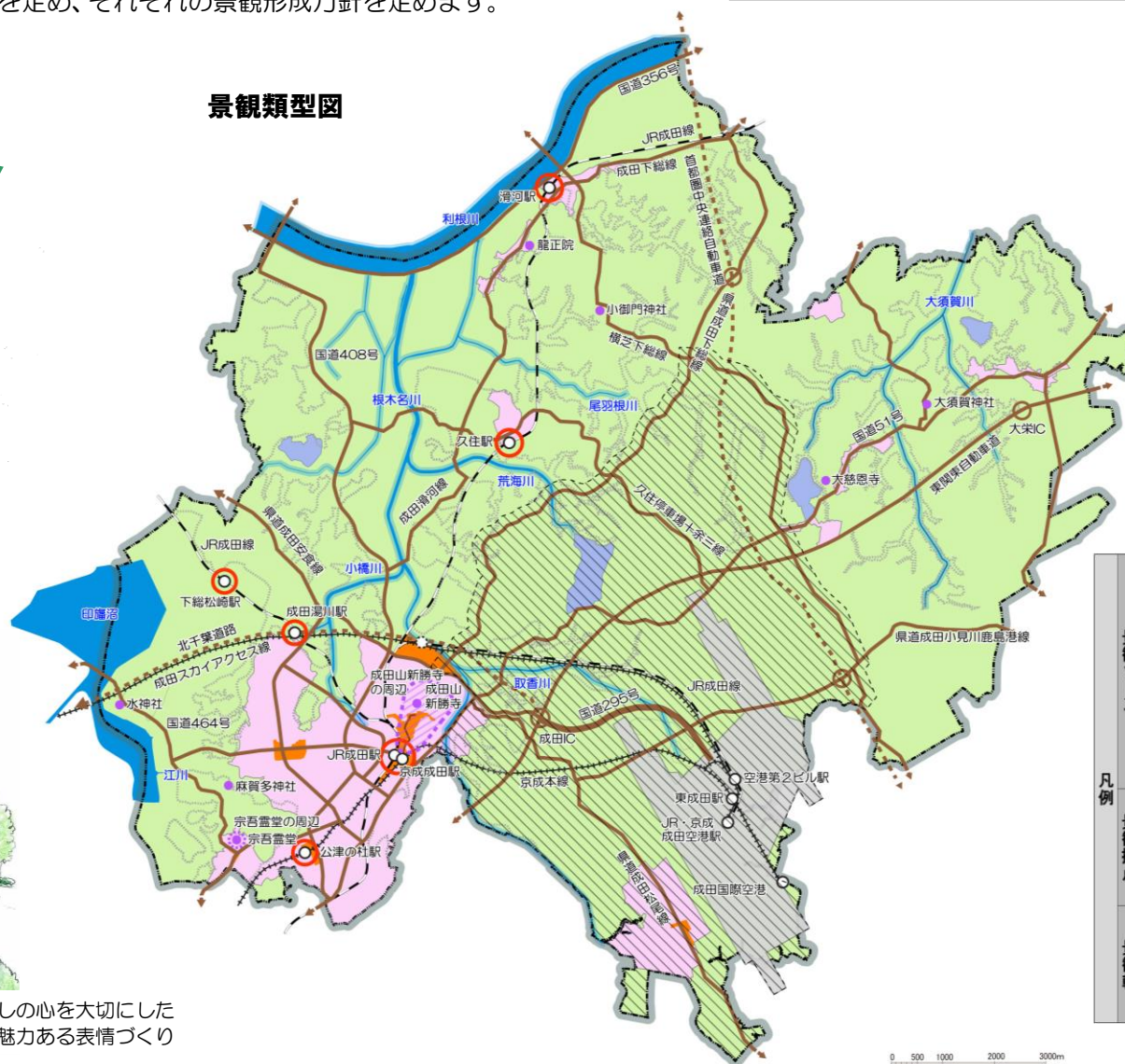
### 3. 世界とつながる NARITAを訪れる人をもてなす景観づくり

- ① 成田を訪れる人をもてなす景観を創出する
- ② 良好なアクセス景観を創出する

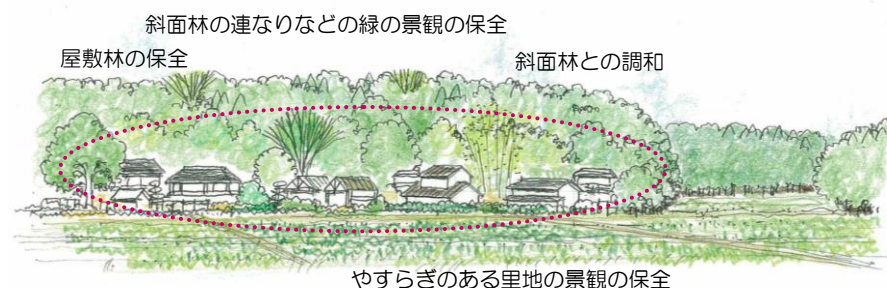
### 4. 市民の住むことへの誇りと愛着を育む景観づくり

- ① 快適な暮らしを支える緑うるおう街並み景観を形成する
- ② 人と人のつながりを活かした景観づくりを進める
- ③ 市民・事業者・行政が力を合わせた景観づくりを進める

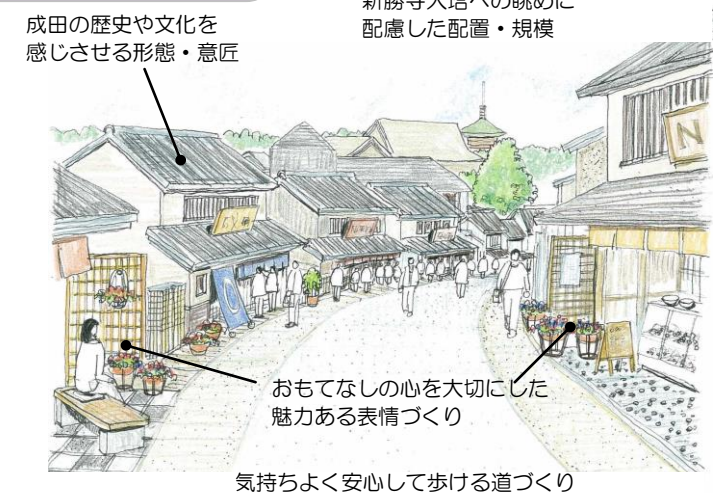
## 景観類型図



### 里地景観ゾーン



### 歴史景観拠点



### 沿道沿線景観軸

